

令和6年(2024年)11月22日

各部局長 様

総務部長

令和7年度 予算編成方針について

国の予算編成と地方財政

「経済財政運営と改革の基本方針2024」に基づき、国の予算編成においては、重要な政策の選択肢をせばめることなく、経済・財政一体改革を推進することとし、地方団体においては、団体の枠を超えた広域的な行政サービスの提供や、DX・GXの推進等の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされている。

一方で、地方財政に大きく影響を与える国の地方財政対策は、経済・物価動向や国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程で調整されることや、いわゆる「年収103万円の壁」等の見直しによる税制改正の状況等によっては、市民税や、所得税を財源とする地方交付税が大幅に減少する恐れがあることなどから、大変不透明な状況にある。

こうした中、国においては、大規模な地方創生策を講ずるため、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置されており、また、本日物価高対策などを盛り込んだ新たな総合経済対策が閣議決定されることから、その動向を注視する必要がある。

本市の状況

これまで「明るく豊かで健やかな防府」の実現を目指し、令和7年度までの「第5次総合計画」で定めた重点プロジェクトに全力で取り組んできたところであり、その成果が、人口の2年連続での転入超過につながるなど、順調に進捗している。

この流れを止めることなく、活力あふれるまちづくりを更に前進させ、確かなものとするためには、現行の総合計画の総仕上げや、現下の物価高対策などに取り組むとともに、防府市の未来に向けた取組を進めていかなければならない。

一方で、来年度の予算については、物価高による事業コストの増や人件費の増などにより、現時点における財源不足額を、令和6年度予算の16億円を上回る21億円と見込んでいるところである。更に、税制改正による地方税収等の大幅な減少が懸念されることなどから、財政を取り巻く環境は不透明で、予断を許さない状況にある。

予算編成の基本方針

これらのことを踏まえ、令和7年度予算編成における基本方針を以下のとおりとする。

- 国経済対策を積極的に活用することとし、前倒して実施すべき事業に対応するため、令和6年度補正予算から令和7年度当初予算までを一体的に編成する。
- 厳しい財政状況にあっても、「輝き！ほうふプラン」に掲げている重点プロジェクトについては、確実に推進する。
- 地域課題の解決を図るなど、交付金を最大限活用し、地方創生に関する取組を強化する。
- 人件費の増加や物価の上昇により、市民サービス水準の低下を招くことがないように、適正に対応する。
- このため、財源の確保については、「財政対策検討会議」を中心に、国・県等の補助事業の積極的な活用はもとより、ふるさと納税やネーミングライツを財源とした事業の検討、未利用財産の売却など、あらゆる面から取り組む。

なお、国や県の予算編成の状況や地方財政対策等によっては、事業の再見積もりを求めることがある。

令和7年度予算編成要領

予算要求見積に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

1 基本的事項

- 「輝き！ほうふプラン」などの諸事業については、計画に基づいた所要額を要求すること。
- 一部の経費について、部単位で要求可能な一般財源を配分する「枠配分方式」を実施する。
配分した枠に収まるよう部単位で調整し、要求すること。
- 光熱費については、部局において前年同額で要求することとするが、庁舎の完成により施設環境が大きく変化し、物価の動向についても不透明であることから、財政課において調整を行う。
- 上昇が見込まれる人件費や物価等の状況を踏まえて見積もることとし、その根拠を明確に示すこと。
- 歳入予算については、制度変更や過去の収入実績を踏まえ、確実なものを計上すること。

2 総合予算の編成

令和7年度当初予算は、「年間総合予算」とするが、国経済対策に伴う事業など、前倒して実施すべき事業に対応するため、令和6年度補正予算から令和7年度当初予算までを一体的に捉えて編成する。

3 財政健全化対策の取組

持続可能な行財政基盤を確立するため、財政健全化に引き続き取り組むこととするので、次の点に特に留意し予算計上すること。

(1) 財源の確保

- 国・県等の補助事業の積極的活用
- 遊休資産の処分
- ふるさと納税の活用 など

(2) 事務事業への効率的な取組

- コスト削減に向けたデジタル化の推進
- 公共施設における省エネ対策の推進
- 事務事業の見直しによる、働き方改革の推進 など

(3) 公共施設等の適切な管理運営

- 「防府市公共施設等総合管理計画」に基づき、適正な維持管理を実施すること。
- 指定管理制度については、効率的・効果的な管理運営形態の検証を行うこと。

(4) 特別会計・企業会計の健全化

- 独立採算の原則に基づく、経費節減、受益者負担の適正化に努めること。
- 一般会計からの適正な繰出金の維持に努めること。

4 使用料・手数料の適正化

現在の物価動向や業務効率化などの状況を踏まえ、施設や行政サービス利用時の受益者負担の原則に基づき、使用料等の適正化を図ること。

5 国・県等の動向

財源不足額の拡大が見込まれる中、着実な施策推進を図るため、地方財政対策や国・県の補助金等については、積極的な情報収集に努め、最大限活用すること。また、各種団体の助成制度についても積極的に活用すること。

なお、国・県の補助制度の改正が行われた場合は適正に対応すること。制度が廃止された場合は、対象事業を廃止することを原則とし、安易な市の負担への振り替えを行わないこと。

6 その他

詳細な「予算要求基準」は、別途通知を行うので、指示事項を厳守の上、指定期日までに予算見積書を提出すること。

